

政令番号316 ニトロベンゼン

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成30年度）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気への 排出	水域への 排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道への 移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県	1.8E+0			1.8		1.3E+3	1,300.0	1,301.8
8	茨城県								
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県	2.2E+0			2.2		2.0E+4	20,000.0	20,002.2
12	千葉県								
13	東京都								
14	神奈川県								
15	新潟県								
16	富山県						8.5E+3	8,500.0	8,500.0
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県	1.0E+2			100.0				100.0
23	愛知県						1.7E+4	17,000.0	17,000.0
24	三重県								
25	滋賀県								
26	京都府								
27	大阪府	1.9E+1			18.6		1.8E+1	18.1	36.7
28	兵庫県								
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県								
35	山口県						2.4E+4	24,000.0	24,000.0
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県	5.6E+2	6.1E+2		1,170.0		4.4E+4	44,000.0	45,170.0
39	高知県								
40	福岡県						1.0E+5	104,000.0	104,000.0
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		6.8E+2	6.1E+2		1,292.6		2.2E+5	218,818.1	220,110.7

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。